

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

令和3年度の住民税均等割非課税世帯や、3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。なお、給付金を受け取るには手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯当たり10万円(1回のみ)

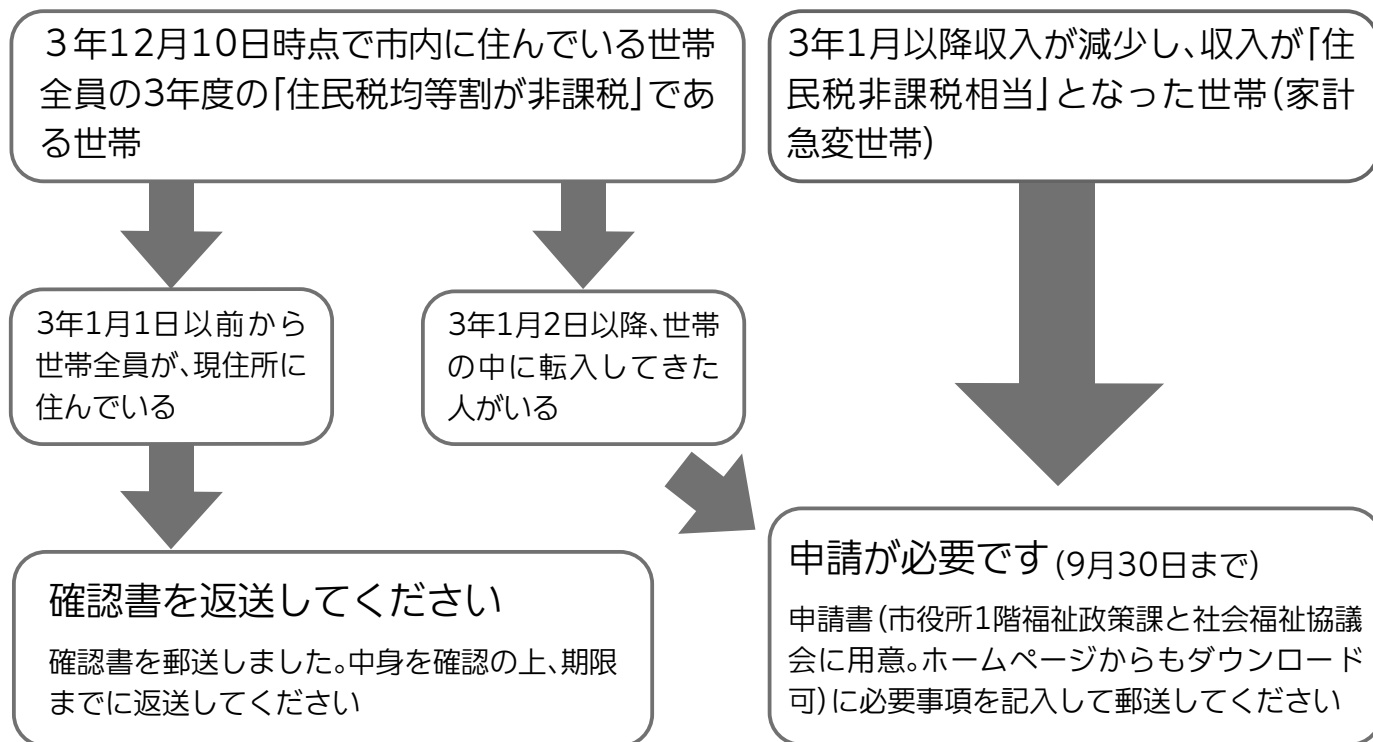
※非課税世帯に対する給付金と家計急変世帯に対する給付金の両方を受け取ることはできません

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受け付けた日から3週間後を目安に給付します

支給対象と申請の有無

支給対象は、下記のいずれかにあてはまる世帯です。



制度の詳細や申請方法は市公式ホームページをご覧ください



DV (ドメスティック・バイオレンス)など*で避難中の方でも受給できる場合があります

* ストーカー行為や児童虐待など、これに準ずる行為を含む

- 住所地以外に避難している
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合で、一定の要件を満たしている

詳細は下記のコールセンターへお問い合わせください